宍粟市運賃協議分科会規約

（設置）

第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号。）第９条第４項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、宍粟市地域公共交通会議規約第９条の規定に基づき、宍粟市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　分科会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

（２）その他分科会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　分科会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）宍粟市長又はその指名する者

（２）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（３）神戸運輸監理部長又はその指名する職員

（４）住民の代表者

２　委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（１）前項第１号及び第３号に掲げる者にあっては、その職務に就いている期間。

（２）前項第２号に掲げる者にあっては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。

（３）前項第４号に掲げる者にあっては、宍粟市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　分科会に会長を置き、前条第１項第１号の者を充てる。

２　会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第５条　分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

４　会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

５　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

６　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

７　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第７条　会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第８条　分科会の庶務は、宍粟市地域公共交通会議事務局において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規約は、令和７年６月25日から施行する。